

在宅介護を続けるために、ちょっと休んで取り戻す
レスパイト(休息)で介護力アップ!

レスパイトとは、介護者の休息という意味です。

在宅で介護を続けるためには、介護から一時離れてリフレッシュすることが大切です。

堺市では、介護者の方が気兼ねなく休める社会をめざし、
レスパイト(休息)の重要性などについての普及啓発に取り組んでいます。

お問合せは、お住まいの区役所へ

管 轄	課 名	住 所	電話番号 (市外局番072)	FAX番号 (市外局番072)
堺区役所	地域福祉課 介護保険係	〒590-0078 堺区南瓦町3-1(本館2階)	228-7520	228-7870
中区役所	地域福祉課 介護保険係	〒599-8236 中区深井沢町2470-7	270-8195	270-8103
東区役所	地域福祉課 介護保険係	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1	287-8112	287-8117
西区役所	地域福祉課 介護保険係	〒593-8324 西区鳳東町6-600	275-1912	275-1919
南区役所	地域福祉課 介護保険係	〒590-0141 南区桃山台1-1-1	290-1812	290-1818
北区役所	地域福祉課 介護保険係	〒591-8021 北区新金岡町5-1-4	258-6651	258-6836
美原区役所	地域福祉課 介護保険係	〒597-8585 美原区黒山167-1	363-9316	362-0767

よくわかる 介護保険



もくじ

はじめに

- 介護保険制度が変わります ②
- 介護保険のしくみ ⑤

費用

- 保険料の決め方・納め方 ⑥

申請

- サービスの利用には申請が必要です ⑨
- 介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用します ⑫

利用

- サービスの種類 ⑭
 - 要介護1～5の方 居宅サービス ⑭
 - 要介護1～5の方 施設サービス ⑮
 - 要支援1・2の方 介護予防サービス ⑯
 - 要介護1～5の方、要支援1・2の方 生活環境を整えるサービス ⑰
 - 要介護1～5の方、要支援1・2の方 地域密着型サービス ⑲
- サービスにかかる費用 ⑳
- 利用者負担が高額になった場合 ㉑

地域支援事業

- 介護予防事業 ㉒
- 高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター ㉓

介護保険制度が変わります

高齢者の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護連携や認知症施策の推進など、事業の充実を図るとともに、介護サービスの効率化・重点化により、必要なサービスを確保するため介護保険制度が改正されます。

主な改正内容は、次のとおりです。

平成27年4月から

介護保険料が変わります

65歳以上の方の保険料は、介護サービスにかかる費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて14段階に分かれます。

要介護認定者数の増加に伴い介護サービス費が伸びているため、平成27～29年度の基準額（月額）を5,349円から6,128円に改定します。

なお、平成27年度の確定した保険料は、7月初めに個別にお知らせします。

低所得者の介護保険料の負担を軽減します

公費（税金）を投入して、保険料段階が第1段階の方の保険料を軽減します。



特別養護老人ホームへの新規入所の対象が変わります

特別養護老人ホームは、これまで要介護1の方から入所でしたが、平成27年4月から、原則として要介護3以上の方に入所が限定されます。

ただし、要介護1・2の方で、やむを得ない事情により特別養護老人ホームでなければ生活が困難な方は、特例として入所が認められる場合があります。

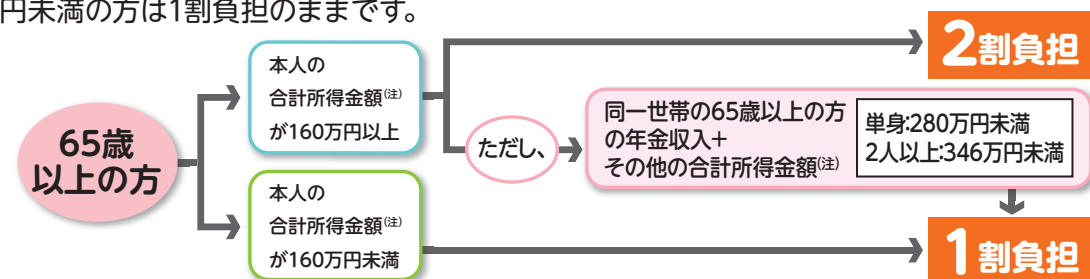
なお、平成27年3月31日までに入所されている要介護1・2の方は引き続き入所できます。

平成27年8月から

一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります

利用者負担が2割となるのは、合計所得金額^(注)が年額160万円（年金収入のみなら280万円）以上の方です。

ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入等とその他の合計所得金額^(注)の合計が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の方は1割負担のままです。



(注) 合計所得金額とは…収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

負担割合証をサービス事業者に提示する必要があります

要介護または要支援の認定を受けた方全員に、利用者負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」※を発行します。介護保険サービスを利用する際は必ずサービス事業者に提示してください。

※すでに認定を受けている方については、7月末頃に個別に送付する予定です。

※所得更正や世帯構成の変更により負担割合が変更となった場合は、負担割合証を差し替えます。

施設へ入所する方の 居住費・食費の変更

介護保険施設（特別養護老人ホームなど）へ入所する※市民税非課税世帯の方の居住費・食費が一定の限度額を超えたとき、申請により軽減される制度について、次のとおり変更されます。

※地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）への入所および短期入所サービス利用を含む。

平成27年4月から

多床室の居住費と負担限度額が変わります

施設へ入所する方の居住費の利用者負担額は施設との契約により決まりますが、めやすとなる金額（基準費用額）が定められています。平成27年4月から、多床室※の基準費用額が変わります。それに伴い、市民税非課税世帯の方の負担限度額も変わります。

※共用スペースを併設しない相部屋

●多床室の基準費用額

平成27年
3月まで

320円

平成27年
4月から

370円※

※平成27年8月から特別養護老人ホームの多床室については840円になります。

●多床室の負担限度額

平成27年3月まで

平成27年4月から

対象	負担限度額	負担限度額
生活保護受給の方など	0円	すえ置き
上記以外の市民税非課税世帯の方	320円	370円

平成27年8月から

低所得の方の居住費と食費の軽減要件が変わります

平成27年8月から、預貯金等の資産や世帯分離をしている配偶者の所得についても軽減要件に追加されます。また、平成28年8月から、非課税年金（遺族年金、障害年金）も収入として算定される予定です。

軽減の対象外となる方

市民税非課税世帯であっても、①、②に該当する場合は、軽減対象外となります。

- ① 預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
- ② 世帯分離をしている配偶者（事実婚を含む）が市民税を課税されている場合

❗ 申請にあたっては、本人および配偶者の預貯金通帳等のコピーおよび金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。

❗ 偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。

平成27年8月から

高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

1ヵ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたとき、申請により超えた額が支給される「高額介護サービス費」について、医療保険の現役並み所得に相当する方※の限度額が引き上げられます。

●利用者負担限度額(1ヵ月)

平成27年7月まで

対象	限度額
一般世帯	37,200円(世帯)
市民税非課税世帯	24,600円(世帯)
公的年金等収入額と合計所得金額が80万円以下の方	15,000円(個人)
老齢福祉年金受給の方	15,000円(個人)
生活保護受給の方など	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

平成27年8月から

対象	限度額
現役並み所得相当※	44,400円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)

すえ置き

※同一世帯に65歳以上で市民税の課税所得金額(注)が145万円以上の方がおられ、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方

(注) 課税所得金額とは…収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費、基礎控除や人的控除等の控除をした後の所得金額

平成29年4月から

要支援の方の訪問介護と通所介護が変わります

要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスのうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を、平成29年4月から堺市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。これにより、既存の介護事業者によるサービスに加えて、民間企業やNPOなどから多様なサービスが提供されるようになります。

平成29年3月まで
介護予防サービス
(全国一律)訪問介護
通所介護上記以外のサービス
訪問看護、短期入所生活介護、
福祉用具貸与、住宅改修など

平成29年4月から

堺市の介護予防・日常生活
支援総合事業へ移行従来どおり
介護予防サービスとして
提供

その他にも、このような変更があります

平成27年
4月から サービス付き高齢者向け住宅が
住所地特例の対象となります

介護保険制度では住所地の市町村の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例の対象施設に入所し住所を移した方は、例外的に施設入所前の市町村の被保険者となります。これまで住所地特例の対象外となっていたサービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものについては、住所地特例の対象となります。

平成28年
4月から 小規模な通所介護が
地域密着型サービスに移行します

定員が18人以下(予定)の小規模な通所介護(デイサービス)が地域密着型サービス※に移行します。それに伴い、原則として、他の市町村に所在する事業所のサービスを受けることはできません。

※地域密着型サービスとは、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように支援するサービスです。

介護保険のしくみ

介護保険は、40歳以上の方が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護や支援が必要となったときに、サービスを利用できるしくみとなっています。住み慣れた地域でみなさんが安心して暮らしていくために、堺市が運営しています。

みんなで支え合う介護保険

保険料の納付 要介護(要支援)認定の申請

要介護(要支援)認定
被保険者証の交付

堺市(保険者)

- 介護保険制度を運営します
- 被保険者証を交付します
- 要介護認定を行います
- 介護保険サービスの確保・整備をします

被保険者

- 保険料を納めます
- サービスが必要となったら申請をします
- サービスを利用したときは費用の1割または2割を自己負担します

介護保険サービスの提供

利用者負担(1割または2割)の支払い

サービス事業者

(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、NPOなど)

- 介護保険サービスを提供します

地域包括支援センター
(高齢者総合相談窓口)介護予防や地域の高齢者の
総合的な相談の拠点です

連携

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です。

(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。)



被保険者証は、65歳の誕生日月に交付されます。

医療保険に
加入している 40～64歳の方
(第2号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気(特定疾病)により
介護が必要と認定された方です。



被保険者証は、要介護(要支援)の認定を受けた方などに交付されます。

変わります

負担割合証が
発行されます

要介護(要支援)の認定を受けた方に、サービス費の利用者負担割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

特定疾病(16種類)

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

保険料の決め方・納め方

65歳以上の方(第1号被保険者)の場合

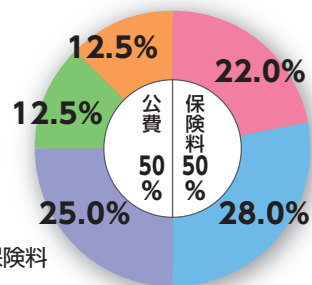
決め方

保険料は所得に応じて決まります

介護保険はみんなで 支え合う制度です

介護保険の運営に必要な費用は、国、都道府県、市町村が半分を負担し、残りの半分以上を被保険者が保険料として負担することになります。

■ 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料
■ 40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料
■ 国 ■ 大阪府 ■ 堺市



● 65歳以上の方の保険料は、堺市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された**基準額**をもとに、所得に応じて14段階に分かれています。

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{堺市の介護保険給付にかかる費用のうち65歳以上の方の負担分(22\%)} \div \text{堺市の65歳以上の人数}}{12\text{ヵ月}}$$

平成27年度～平成29年度

要 件				年間保険料額(率)	保険料段階
世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金※1を受給 または生活保護を受給				36,770円 (基準額×0.50)	第1段階
本人が 市民税非課税	同じ世帯の 方全員が 市民税非課税	前年中の 公的年金等 収入額と 合計所得 金額※2の 合計	80万円以下	公費投入による軽減後 33,100円 (基準額×0.45)	
			80万円を超え120万円以下	52,950円 (基準額×0.72)	第2段階
			120万円を超える	55,160円 (基準額×0.75)	第3段階
	同じ世帯に 市民税課税の 方がいる		80万円以下	66,190円 (基準額×0.90)	第4段階
			80万円を超える	73,540円 (基準額)	第5段階
本人が 市民税課税		前年中の 合計所得 金額	125万円以下	88,250円 (基準額×1.20)	第6段階
			125万円を超え200万円未満	95,600円 (基準額×1.30)	第7段階
			200万円以上300万円未満	110,310円 (基準額×1.50)	第8段階
			300万円以上400万円未満	121,340円 (基準額×1.65)	第9段階
			400万円以上500万円未満	132,370円 (基準額×1.80)	第10段階
			500万円以上600万円未満	143,400円 (基準額×1.95)	第11段階
			600万円以上700万円未満	154,430円 (基準額×2.10)	第12段階
			700万円以上800万円未満	161,780円 (基準額×2.20)	第13段階
			800万円以上	169,140円 (基準額×2.30)	第14段階

※1 老齢福祉年金とは明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

65歳から保険料の納め方が変わります。

特別徴収(年金が年額18万円以上の場合)



年金の定期払い(年6回)の時に、天引きされます
(天引きが始まるまでの半年～1年間は下記の普通徴収になります。)

- 老齢・退職年金のほかに、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象になります。
※ 老齢福祉年金等は、特別徴収の対象となりません。
- 保険料の納付方法は、介護保険法にもとづき決定されているため、お申出により、特別徴収から普通徴収に変更することはできません。



普通徴収(年金が年額18万円未満の場合)



堺市から送付される納付書で個別に納めます
(口座振替によって納めることも可能です。)



年金が18万円以上でも、こんなときは納付書で納めます

- ◎ 年度の途中で65歳になったとき
- ◎ 年度の途中で他の市町村から転入したとき
- ◎ 年度の途中で他の市町村へ転出したとき
- ◎ 年度の途中で保険料額が変更となったとき
- など



よくあるご質問

Q1 介護保険料のお知らせは、いつ届くのですか？

- A** 65歳になったとき、その後は毎年4月と7月にお知らせします。
4月には前々年中の所得金額等をもとに仮に算定した保険料をお知らせします。7月には前年中の所得金額等をもとに、その年度の確定した保険料をお知らせします。なお、保険料が変更になった時はその都度お知らせします。

Q2 介護保険料の計算方法を教えてください。

- A** お知らせする介護保険料は、4月から翌年3月までの1年間に納めていただく金額です。年度途中の資格取得及び資格喪失の場合は、月割りで保険料を計算します。
- 年度途中に資格取得(65歳到達、堺市への転入)した場合
65歳になった日(誕生日の前日)、あるいは、堺市へ転入した日が資格取得日となります。保険料は、資格取得日の属する月の分から納めていただくことになります。
例) 5月1日生まれの方の場合
4月30日が資格取得日となりますので、納めていただく保険料は4月から翌年3月までの12ヵ月分となります。
 - 年度途中に資格喪失(死亡、堺市外への転出)した場合
死亡日の翌日、あるいは、堺市から転出した日の翌日が資格喪失日となります。保険料は資格喪失日の属する月の前月分までを納めていただくことになります。
例) 5月31日に死亡された方の場合
6月1日が資格喪失日となりますので、納めていただく保険料は前月の5月までの2ヵ月分となります。

Q3 年金の年額が18万円以上あるのに、保険料の納付書が送られてきました。なぜ、年金から天引きされないのですか？

A 天引きが始まるまで、半年から1年かかりますので、それまでの期間は、納付書で納めてください。なお、天引きを始めるときは、事前にお知らせします。

Q4 今まで年金から介護保険料を天引きされていたのに、納付書が送られてきました。なぜでしょうか？

A 年度の途中で保険料額が変更になった場合や、年金からの天引きができなかった場合※は、天引きが止まることがありますが、通常、半年から1年で再開します。
※年金に担保を設定したり、年金が再計算されていったん支払保留となった場合など。

Q5 65歳になって介護保険料の納付書が届きましたが、医療保険の介護保険料分と二重払いになっていませんか？

A 二重払いにはなりません。
65歳になった年度は、医療保険の保険料のうちの介護保険料分と65歳からの介護保険料は、納期の重複はありますが、二重払いにならないよう調整されています。ただし、65歳になった月以降も引き続き医療保険の保険料からお支払いいただいている場合は、本人の分ではなく、40～64歳の被扶養者の介護保険料である場合が考えられます。詳しくはご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

知っておきたい 介護保険 Q&A

Q 保険料を納めないとうなるの？

A 保険料を納め忘れたり滞納したりした場合は、法律の定めにより納めていない期間に応じて次のような給付制限を受けることになります。

1年以上
滞納した
場合

支払方法が変更になります。
介護サービス費用の1割または2割を負担する方法から、いったん全額自己負担(10割負担)していただき、後日保険給付分(9割または8割)を堺市に請求する方法(償還払い)となります。

1年6ヵ月
以上滞納
した場合

保険給付が一時差止めになり、滞納している保険料に充てられます。
介護サービス費用を全額自己負担した後で保険給付分(9割または8割)を請求されても、一部又は全部を返還されません。さらに、一時差止めしている給付額から滞納している保険料が差し引かれます。

2年以上
滞納した
場合

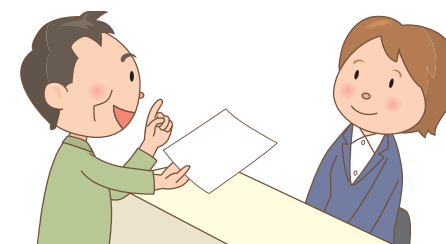
自己負担率が引き上げられます。
未納期間に応じ、一定期間自己負担が1割または2割から3割に引き上げ(保険給付が9割または8割から7割に引き下げ)となります。また、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費等が受給できなくなります。

⚠平成27年8月から所得が一定以上ある65歳以上の方の負担割合が2割に変更されます。

災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免等を受けられる場合もありますので、各区役所の介護保険担当窓口へご相談ください。

サービスの利用には 申請が必要です

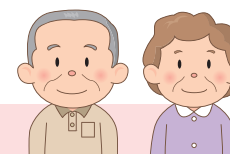
介護サービスを利用するには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



申請

区役所の介護保険担当窓口で申請します。

65歳以上の方



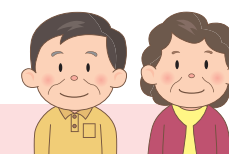
申請に必要なもの

要介護・要支援認定申請書

(区役所の介護保険担当窓口にあります)

介護保険被保険者証

医療保険に加入している
40～64歳の方



申請に必要なもの

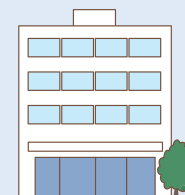
要介護・要支援認定申請書

(区役所の介護保険担当窓口にあります)

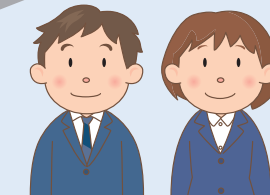
加入している医療保険の被保険者証

※更新時は介護保険の被保険者証も必要となります。

※申請書には主治医を記入する欄があります。あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。



お住まいの区役所の
介護保険担当窓口へ申請



知っておきたい 介護保険 Q&A

Q 本人や家族が申請できない場合は？



A 申請の代行をしてもらうことができます。

法令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、または地域包括支援センターなどへご相談ください。

おしえて！

主治医とは？

かかりつけのお医者さんなど、本人の心身の状態をよく知る医師のことです。

また、介護が必要な状態になる要因となった病気の治療をしている医師などのことをいいます。



おしえて！

居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャーを配置して、サービス事業者との連絡や調整を行う、都道府県(政令指定市等)の指定を受けた事業者です。

調整を行う、都道府県(政令指定市等)の指定を受けた事業者です。





要介護認定

介護が必要かどうか、どのくらい必要かを判断するための審査・判定が行われ、市が認定します。



審査・認定の流れ

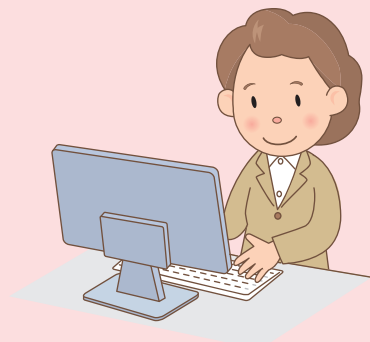
訪問調査

調査員が自宅を訪問し、全国共通の調査項目について、本人や家族から聞き取り調査を行います。



一次判定

調査票の結果等をコンピューターに入力して一次判定を行います。



二次判定

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会が総合的に審査・判定します。



～訪問調査ではこのようなことを聞かれます～

- | | | | |
|----------|------------|------------|---------|
| ■ 麻痺等の有無 | ■ 衣服着脱 | ■ 徘徊 | ■ 移乗 |
| ■ 寝返り | ■ 金銭の管理 | ■ 感情が不安定 | ■ 立ち上がり |
| ■ 座位保持 | ■ 日常の意思決定 | ■ 昼夜逆転 | ■ 洗身 |
| ■ 歩行 | ■ 整髪 | ■ 聴力 | ■ えん下 |
| ■ 移動 | ■ つめ切り | ■ 買い物 | ■ 排便 |
| ■ 片足での立位 | ■ 洗顔 | ■ 薬の内服 | ■ 収集癖 |
| ■ 短期記憶 | ■ 視力 | ■ 拘縮の有無 | ■ 外出頻度 |
| ■ 排尿 | ■ 意思の伝達 | ■ 起き上がり | ■ 簡単な調理 |
| ■ 食事摂取 | ■ 毎日の日課を理解 | ■ 両足での立位保持 | ■ など |

主治医の意見書

市の依頼により申請書に記載された主治医が心身の状態について意見書を作成します。



認定結果の通知

申請から30日以内をめどに、認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。



確認しましょう



要介護状態区分

認定区分によって、利用できるサービスが異なります。



支給限度基準額

認定区分ごとの利用限度額です。(23ページ参照)



介護認定審査会の意見 など



認定の有効期間※

新規認定は原則6ヵ月(審査会の判断により3ヵ月から12ヵ月の間で設定可能。)、更新は原則12ヵ月(審査会の判断により3ヵ月から24ヵ月の間で設定可能。)です。

※継続してサービスを利用する場合は、認定の有効期間満了の60日前から更新の申請が可能です。

要介護状態区分

要介護1～5

介護サービス

サービスを利用する…**12ページ**
サービスを選ぶ……**14ページ**

要支援1・2

介護予防サービス

サービスを利用する…**12ページ**
サービスを選ぶ……**17ページ**

非該当

介護予防事業

介護予防の教室等に………**26ページ**
参加する

知っておきたい 介護保険 Q&A

Q 適切な認定結果が出るかどうか心配です。

A 調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。

要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違うふるまいをしてしまうと、適切な認定結果が得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。



知っておきたい 介護保険 Q&A

Q 認定結果に納得できない場合は？

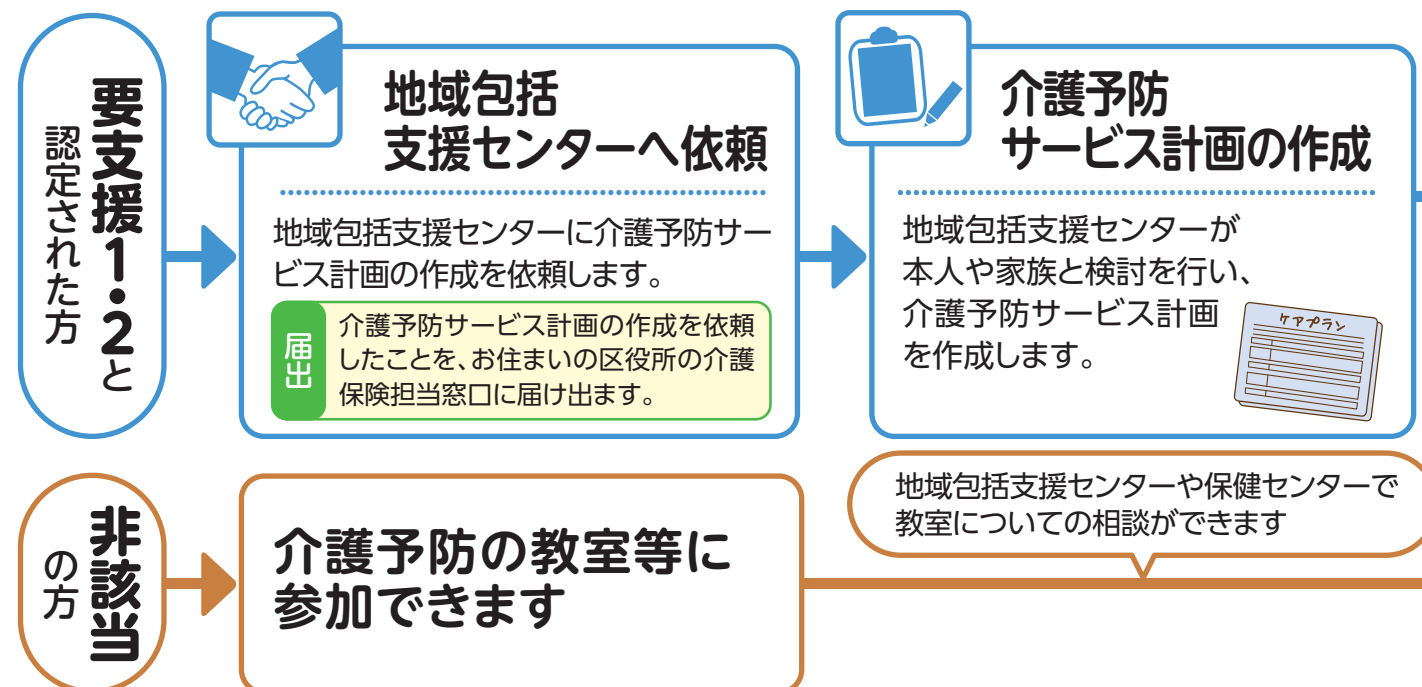
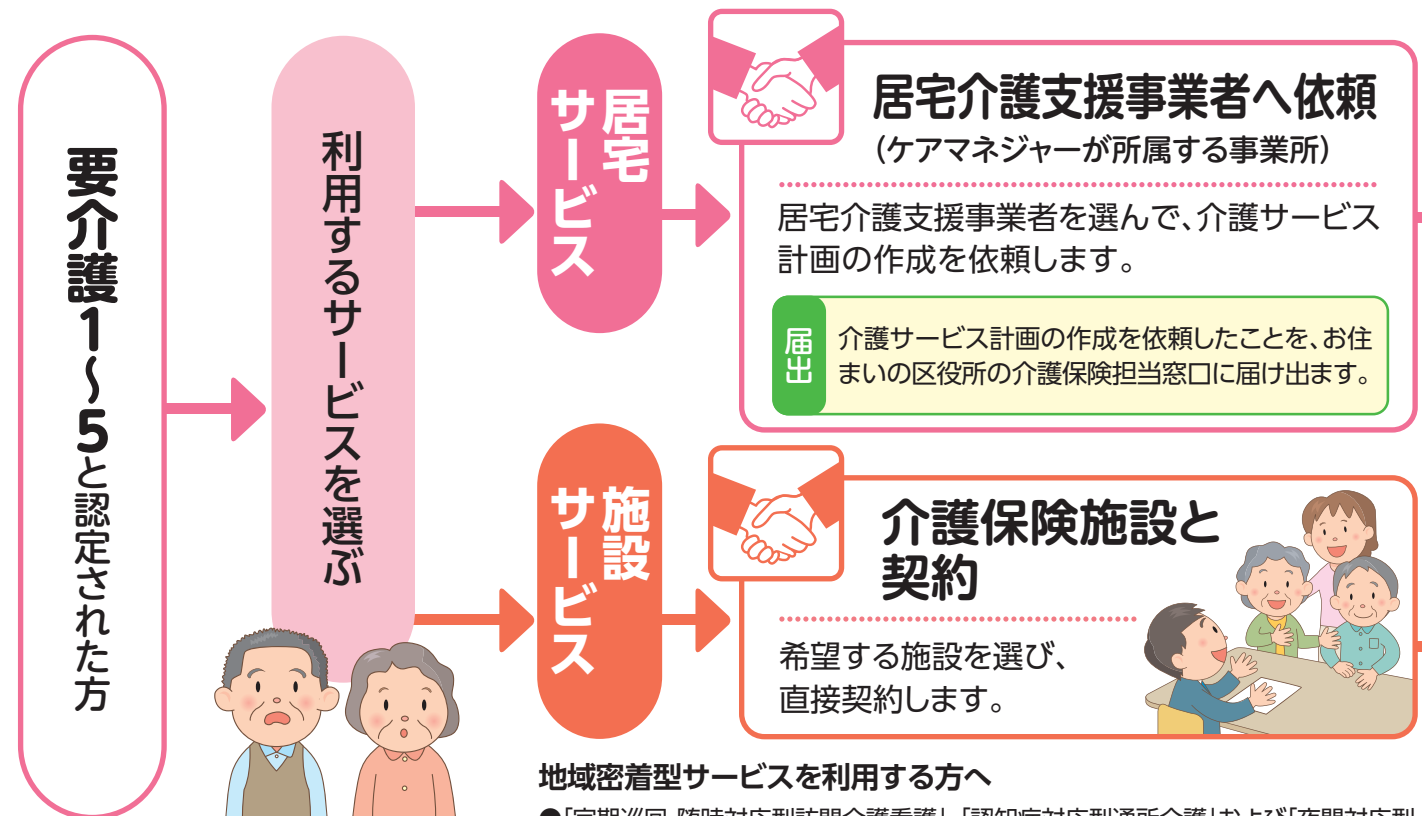
A まずはお住まいの区役所の介護保険担当窓口にご相談しましょう。

それでも納得できない場合は、通知があった日の翌日から60日以内に、大阪府の「介護保険審査会」に審査請求ができます。



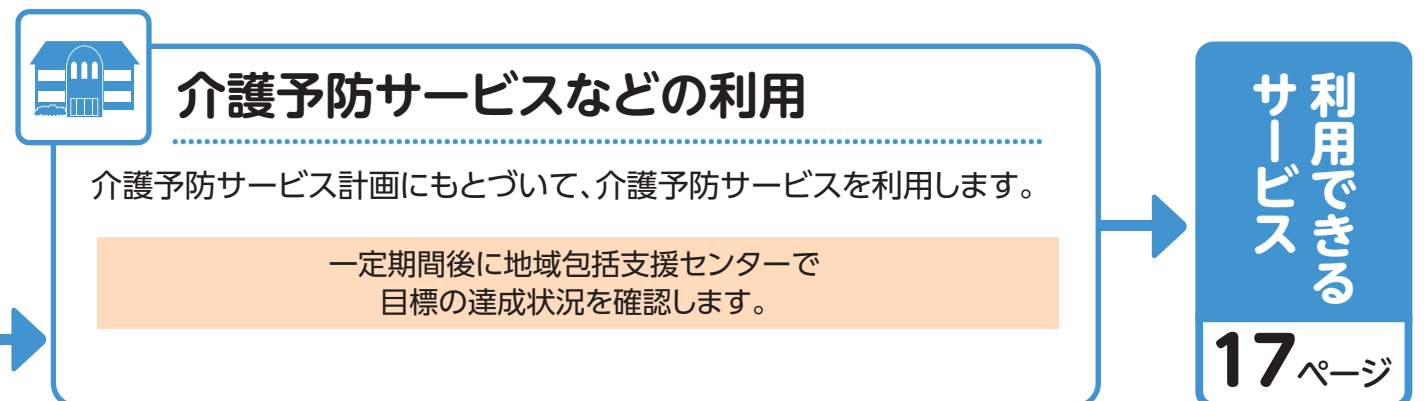
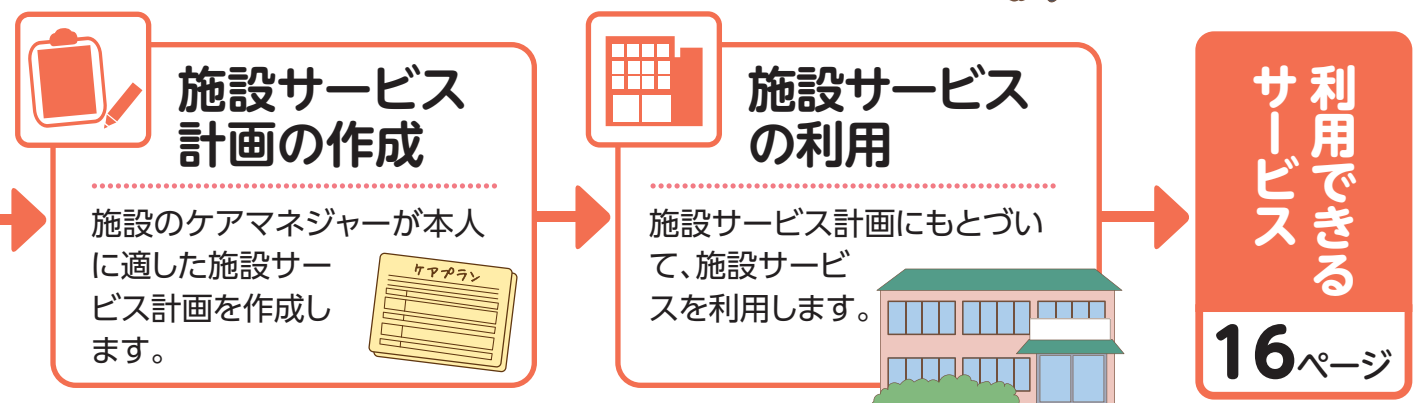
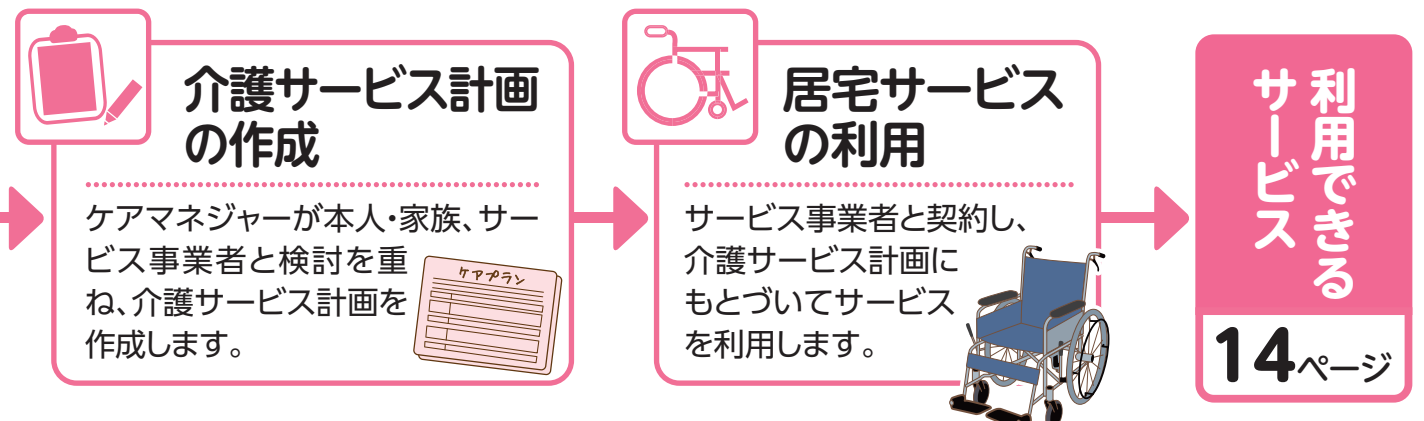
介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用します

本人の心身の状態に合わせた介護(介護予防)サービス計画を作成し、それにもとづいてサービスを利用します。



おしえて! ケアマネジャーとは?

本人に適した介護(介護予防)サービス計画の作成やサービス事業者等との連絡・調整を行うなど、介護の知識を幅広くもった専門家です。ケアマネジャーは居宅介護支援事業者に所属しています。なお、介護(介護予防)サービス計画は、自分で作成することもできます。



利用できる教室 26ページ

ケアプラン作成のポイント!

自分の意思を伝えて、必要なサービスを上手に利用しましょう

介護(介護予防)サービス計画の主役は本人や家族です。どのように暮らしたいか、自分で何ができるかを積極的に伝えて、自分にとって本当に必要なサービスを利用することが大切です。



サービスの種類

要介護1～5の方 居宅サービス

●介護サービス計画を立てる

居宅介護支援

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが介護サービス計画の作成等を行います。

▶費用のめやす

自己負担はありません

●自宅で受ける

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

身体介護

- 食事、入浴、排せつの世話
- 衣服の交換などの介助
- 通院の付き添い など

生活援助

- 部屋の掃除や洗濯
- 食事の準備や調理
- 生活必需品の買い物 など



利用者以外のための援助はサービスの対象になりません。

- 本人以外のための掃除
- 庭の草むしり
- 大掃除 など

▶費用のめやす

	自己負担分	サービス費用
身体介護中心(20分以上30分未満)	263円	2,621円
生活援助中心(20分以上45分未満)	196円	1,958円
通院等のための乗車・降車の介助(1回)	104円	1,037円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行います。

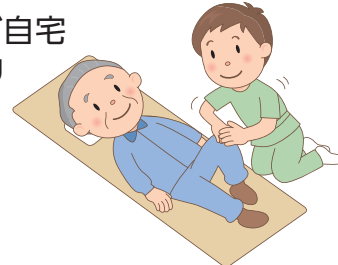


▶費用のめやす

	自己負担分	サービス費用
1回につき	1,321円	13,203円

訪問リハビリテーション

リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。



▶費用のめやす

	自己負担分	サービス費用
1回につき	319円	3,186円

訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。



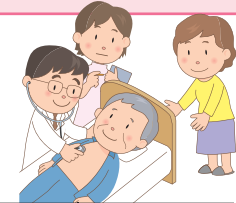
▶費用のめやす(30分未満)

	自己負担分	サービス費用
病院または診療所の場合	420円	4,194円
指定訪問看護ステーションの場合	496円	4,954円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



▶費用のめやす

	1ヵ月に2回限度	自己負担分	サービス費用
医師が行う場合	同一建物居住者以外に対して行う場合	503円	5,030円
	同一建物居住者に対して行う場合	452円	4,520円

●施設に通い(泊まり)で受ける

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

★追加サービス(別料金となります)

- 筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上

▶費用のめやす

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
通常規模の事業所の場合(7時間以上9時間未満)	要介護1	686円	6,855円
	要介護2	810円	8,098円
	要介護3	939円	9,384円
	要介護4	1,067円	10,669円
	要介護5	1,196円	11,954円

※費用は施設の種類によって異なります。

※送迎の費用は含まれます。※食費・おむつ代などは別途自己負担となります。

※入浴サービスを利用した場合は、上記金額の他に別途費用が加算されます。

通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。

★追加サービス(別料金となります)

- 筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上

▶費用のめやす

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
通常規模の事業所の場合(6時間以上8時間未満)	要介護1	766円	7,659円
	要介護2	924円	9,231円
	要介護3	1,079円	10,782円
	要介護4	1,238円	12,375円
	要介護5	1,394円	13,936円

※費用は施設の種類によって異なります。

※送迎の費用は含まれます。

※食費・おむつ代などは別途自己負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

短期間、介護老人福祉施設などに入所して、日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。

※介護老人福祉施設などで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、介護老人保健施設などで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。



▶費用のめやす(1日につき)

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
介護老人福祉施設併設型多床室の場合	要介護1	682円	6,815円
	要介護2	753円	7,522円
	要介護3	824円	8,239円
	要介護4	895円	8,946円
	要介護5	964円	9,632円

※費用は施設によって異なります。※食費・滞在費は別途自己負担となります。※連続した利用日数は30日までとなります。

▶費用のめやす(1日につき)

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
介護老人保健施設多床室利用の場合	要介護1	860円	8,600円
	要介護2	911円	9,101円
	要介護3	974円	9,739円
	要介護4	1,028円	10,272円
	要介護5	1,083円	10,826円

●有料老人ホームなどの入居者が受ける

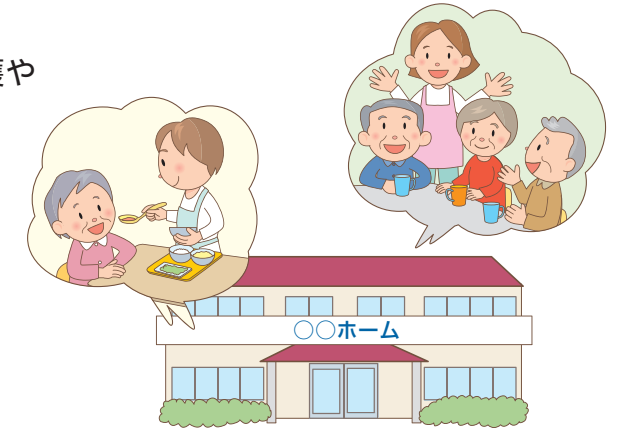
特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練および療養上の世話を受けます。

▶費用のめやす(1日につき)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	557円	5,569円
要介護2	624円	6,238円
要介護3	696円	6,959円
要介護4	763円	7,628円
要介護5	834円	8,339円

※食費・居住費・おむつ代などは別途自己負担となります。



要介護1～5の方 施設サービス

費用のめやすの自己負担分は1割負担の場合の金額です。2割負担の場合は金額が異なります。

日常生活全般で介護が必要な方向け

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。

▶自己負担額のめやす、多床室を利用した場合(1日につき)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	621円	6,207円
要介護2	691円	6,907円
要介護3	762円	7,618円
要介護4	832円	8,318円
要介護5	900円	8,997円

※費用はサービス内容や居室の種類によって異なります。
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



⚠平成27年4月から、新たに入所できるのは、原則として要介護3以上の方となりました。
ただし、要介護1・2の方でやむを得ない事情により特別養護老人ホームでなければ生活が困難な方は、特例として入所が認められる場合があります。なお、平成27年3月31日までに入所されている要介護1・2の方は引き続き入所できます。

リハビリテーションを受けたい方向け

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。

▶自己負担額のめやす、多床室を利用した場合(1日につき)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	803円	8,025円
要介護2	853円	8,527円
要介護3	917円	9,164円
要介護4	970円	9,697円
要介護5	1,026円	10,251円

※費用はサービス内容や居室の種類によって異なります。
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



長期間、医療ケアが必要な方向け

介護療養型医療施設

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けます。

▶自己負担額のめやす、多床室を利用した場合(1日につき)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	700円	6,991円
要介護2	812円	8,119円
要介護3	1,056円	10,554円
要介護4	1,159円	11,589円
要介護5	1,252円	12,519円

※費用はサービス内容や居室の種類によって異なります。
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



要支援1・2の方 介護予防サービス

費用のめやすの自己負担分は1割負担の場合の金額です。2割負担の場合は金額が異なります。

介護予防サービス計画を立てる

介護予防支援

地域包括支援センターの保健師等が介護予防サービス計画の作成などを行います。

▶費用のめやす
自己負担はありません

自宅で受ける

⚠平成29年4月から、介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)を堺市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。なお市町村によっては、平成27年4月から移行する場合があります。詳しくは4ページをご覧ください。

介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーが訪問し、介護予防を目的とした日常生活上の支援を行います。

▶費用のめやす

	内容	自己負担分	サービス費用
1ヵ月につき	要支援1・2	週1回程度の利用	1,250円
		週2回程度の利用	2,499円
	要支援2	週2回程度を超える利用	3,964円

※早朝・夜間・深夜などは、割増料金があります。
※利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がないなどの場合に限り、浴槽を積んだ入浴車などが訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助などを行います。

▶費用のめやす(1回につき)

	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	893円	8,923円

介護予防訪問リハビリテーション

リハビリの専門職が自宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを行います。

▶費用のめやす(1回につき)

	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	319円	3,186円

介護予防訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

▶費用のめやす(30分未満)

	自己負担分	サービス費用
病院・診療所の場合	420円	4,194円
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	496円	4,954円

介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

▶費用のめやす

	1ヵ月に2回限度	自己負担分	サービス費用
医師が行う場合	同一建物居住者以外に対して行う場合	503円	5,030円
	同一建物居住者に対して行う場合	452円	4,520円

●施設に通いで受ける

介護予防通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援などを受けます。

★追加サービス
(別料金となります)

- 筋力向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上



▶費用のめやす(1ヵ月につき)

	自己負担分	サービス費用
要支援1	1,722円	17,211円
要支援2	3,529円	35,289円

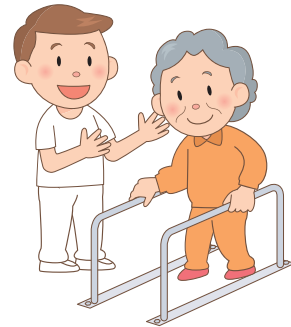
※費用は施設の種類によって異なります。※送迎の費用は含まれます。
※食費・おむつ代などは別途自己負担となります。
※入浴サービスを利用した場合は、上記金額の他に別途費用が加算されます。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関や介護老人保健施設などで、リハビリテーションなどを受けます。

★追加サービス
(別料金となります)

- 筋力向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上



▶費用のめやす(1ヵ月につき)

	自己負担分	サービス費用
要支援1	1,912円	19,116円
要支援2	3,920円	39,193円

※送迎の費用は含まれます。
※食費・おむつ代などは別途自己負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、介護老人福祉施設などに入所して、介護予防を目的とした日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。

※介護老人福祉施設などで日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、介護老人保健施設などで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。

介護予防短期入所生活介護の場合

▶費用のめやす(1日につき)

内容	要介護度	自己負担分	サービス費用
併設型・多床室 介護老人福祉施設 の利用	要支援1	499円	4,990円
	要支援2	613円	6,129円

※費用は施設によって異なります。 ※食費・滞在費は別途自己負担となります。 ※連続した利用日数は30日までとなります。

介護予防短期入所療養介護の場合

▶費用のめやす(1日につき)

内容	要介護度	自己負担分	サービス費用
多床室介護老人 保健施設の利用	要支援1	636円	6,353円
	要支援2	797円	7,962円

●施設に入って利用する

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどの特定施設に入居している方が、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

▶費用のめやす(1日につき)

	自己負担分	サービス費用
要支援1	187円	1,870円
要支援2	322円	3,218円

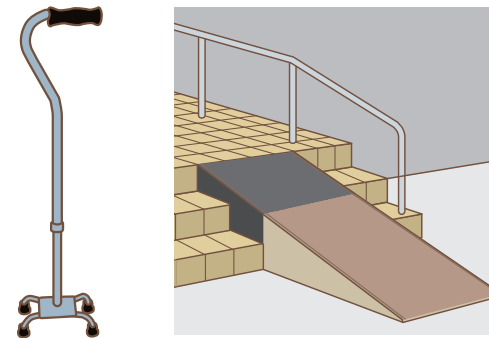
※食費・居住費・おむつ代などは別途自己負担となります。

要介護1～5の方
要支援1・2の方生活環境を整える
サービス

福祉用具貸与

車いす、歩行補助つえなど日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

要支援1・2、要介護1の方は、原則として◆のみの利用となります。



●費用と限度額について

貸出料の1割または2割で借りることができます

月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用します。
※貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。

- 車いす(自走用、介助用、普通型電動車いす)
- 介助用電動車いす
- 車いす付属品(クッション、電動補助装置など)
- 特殊寝台(リクライニングベッドなど)
- 特殊寝台付属品(マットレス、移動用バー、サイドレール、介助用ベルトなど)
- 床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ◆手すり(取り付け工事不要のもの)
- ◆スロープ(取り付け工事不要のもの)
- ◆歩行器
- ◆歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- 移動用リフト(階段移動用リフトを含む、つり具を除く)
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置の本体部分)

特定福祉用具の購入

排せつや入浴など貸与になじまない福祉用具の購入ができます。

●費用と限度額について

費用の1割または2割で購入できます

年間(4月～翌年3月)10万円(1割負担の方は保険給付分9万円・自己負担分1万円)が費用の限度です。

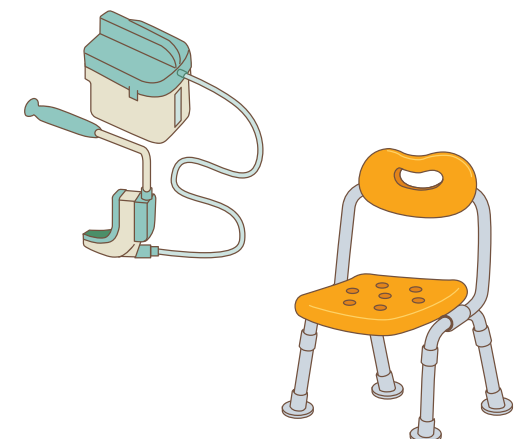
※指定事業所での購入のみが対象になります。

購入後に申請が必要

自分に合った用具を選ぶために、ケアマネジャーなどとよく相談してから購入し、購入後に申請をしてください。

費用はいったん全額払い

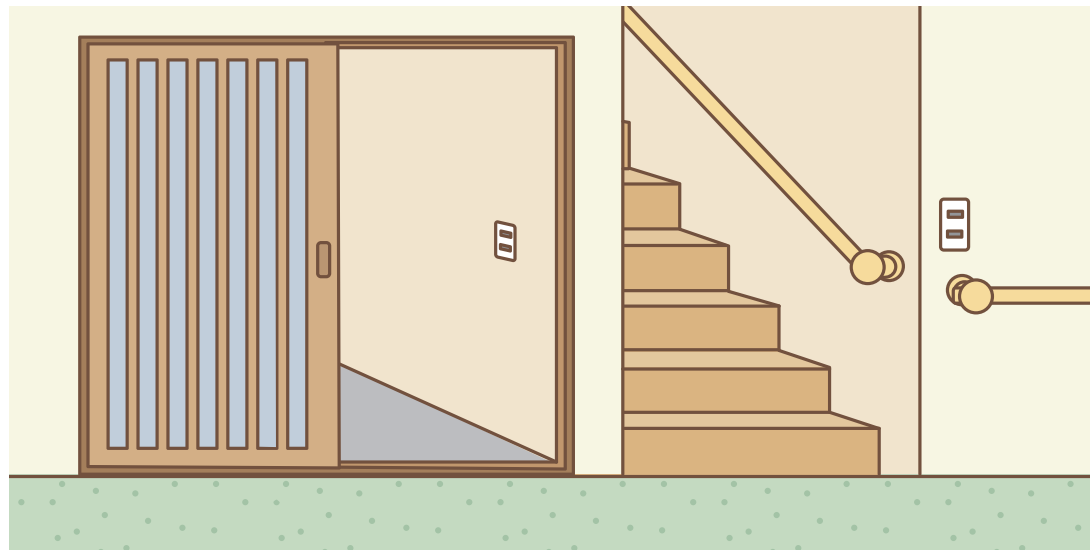
費用は利用者が指定事業所に全額を支払い、その後申請すれば、その9割または8割が介護保険から払い戻されます。受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が指定事業所に1割または2割を支払い、その後に、9割または8割が介護保険から指定事業所へ支払われます。



- 腰掛便座(腰掛便座の底上げに使う部材を含む)
- 水洗ポータブルトイレ
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置のレシーバー部分等)
- 入浴補助用具(入浴用介助ベルトを含む)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

住宅改修費の支給

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、改修費用を支給します。



●費用と限度額について

費用の1割または2割で改修できます

同一住宅につき1人あたり20万円(1割負担の方は保険給付分18万円・自己負担分2万円)が費用の限度です。

※限度額20万円以内であれば、数回に分けて使うことも可能です。

※転居した場合や、要介護度が3段階以上高くなった場合は、再度支給されます。

※限度額20万円の枠を利用し終わった後の住宅改修は、原則として、全額自己負担となります。

※複数の業者から見積りを取るなどして、適正な金額を確認しましょう。

事前に申請が必要

改修工事の前に申請が必要です。ケアマネジャーなどとよく相談して、施工箇所や施工業者を決め、区役所介護保険担当窓口申請してください。

- 手すりの取り付け
- 段差の解消 (通路などの傾斜の解消を含む)
- 滑りの防止および移動の円滑化などのための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え・新設 (扉の撤去を含む)
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- 便器の位置・向きの変更
- その他、各工事に付帯して必要な工事

新規

費用はいったん全額払い

費用は利用者が施工業者に全額を支払い、その後申請すれば、その9割または8割が介護保険から払い戻されます。受領委任払いの事前申請を行えば、利用者が施工業者に1割または2割を支払い、9割または8割が介護保険から施工業者へ支払われます。

※堺市では、介護保険住宅改修以外に高齢者住宅改修事業を行っています。詳しくは、お住まいの地域福祉課にお問い合わせください。

要介護1～5の方 要支援1・2の方

地域密着型サービス

費用のめやすの自己負担分は1割負担の場合の金額です。2割負担の場合は金額が異なります。

おしえて! 地域密着型サービスとは?

地域密着型サービスは、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように支援するサービスです。堺市の裁量でサービスの整備が行われ、堺市の事業所からサービスが提供されます。

原則として、他の市町村の事業者からサービスを受けることはできません。
サービスの種類・内容は市町村によって異なります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

● 要介護1～5の方

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、介護や看護・緊急時の対応を受けます。



▶ 費用のめやす(1ヵ月につき)

要介護度	介護のみ利用		介護・看護利用(一体型)	
	自己負担分	サービス費用	自己負担分	サービス費用
要介護1	6,054円	60,540円	8,833円	88,328円
要介護2	10,807円	108,070円	13,800円	137,997円
要介護3	17,943円	179,428円	21,064円	210,640円
要介護4	22,697円	226,968円	25,967円	259,667円
要介護5	27,450円	274,497円	31,457円	314,569円

小規模多機能型居宅介護

● 要介護1～5の方 ● 要支援1・2の方

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

▶ 介護予防小規模多機能型居宅介護 費用のめやす(1ヵ月につき)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	10,888円	108,876円
要介護2	16,002円	160,011円
要介護3	23,276円	232,754円
要介護4	25,690円	256,892円
要介護5	28,326円	283,256円

※食費、宿泊費、おむつ代などは別途自己負担となります。

▶ 介護予防小規模多機能型居宅介護 費用のめやす(1ヵ月につき)

	自己負担分	サービス費用
要支援1	3,591円	35,901円
要支援2	7,256円	72,552円

※食費、宿泊費、おむつ代などは別途自己負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護

● 要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを受けます。介護と医療それぞれのサービスが必要な人が、同じ事業者からサービスを受けられます。

▶ 費用のめやす(1ヵ月につき)

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	13,020円	130,197円
要介護2	18,218円	182,177円
要介護3	25,609円	256,090円
要介護4	29,046円	290,452円
要介護5	32,854円	328,537円

※送迎の費用は含まれます。

※食費、宿泊費、おむつ代などは別途自己負担となります。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

● 要介護1～5の方 ● 要支援2の方

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。

▶ 認知症対応型共同生活介護 費用のめやす(1日につき)

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
共同生活住居数(ユニット)が1つの場合	要介護1	794円	7,931円
	要介護2	831円	8,307円
	要介護3	855円	8,548円
	要介護4	873円	8,725円
	要介護5	891円	8,903円

※食費、おむつ代などは別途自己負担となります。

▶ 介護予防認知症対応型共同生活介護 費用のめやす(1日につき)

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
共同生活住居数(ユニット)が1つの場合	要支援2	789円	7,889円

※食費、おむつ代などは別途自己負担となります。 ※要支援1の方は利用できません。

地域密着型 特定施設入居者生活介護

● 要介護1～5の方

小規模な有料老人ホーム(定員29人以下)などに入居している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。



▶ 費用のめやす(1日につき)

	自己負担分	サービス費用
要介護1～ 要介護5	557円～ 834円	5,569円～ 8,339円

※食費、居住費、おむつ代などは別途自己負担となります。

夜間対応型訪問介護

● 要介護1～5の方

夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行います。

▶ 費用のめやす(1ヵ月につき)

	自己負担分	サービス費用
オペレーションセンターを設置している場合	1,050円	10,496円
オペレーションセンターを設置していない場合	2,854円	28,536円

※定期的または必要に応じてこのサービスを受ける場合は追加費用がかかります。

※オペレーションセンターとは、電話を受け付けるセンターのことです。

認知症対応型通所介護

● 要介護1～5の方 ● 要支援1・2の方

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受けます。

▶ 認知症対応型通所介護 費用のめやす

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
単独型 (7時間以上 9時間未満)	要介護1	1,040円	10,391円
	要介護2	1,152円	11,520円
	要介護3	1,265円	12,649円
	要介護4	1,379円	13,788円
	要介護5	1,492円	14,917円

※入浴の加算あり ※食費、おむつ代などは別途自己負担となります。

▶ 介護予防認知症対応型通所介護 費用のめやす

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
単独型 (7時間以上9時間未満)	要支援1	899円	8,988円
	要支援2	1,005円	10,043円

※入浴の加算あり ※食費、おむつ代などは別途自己負担となります。

地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護

● 要介護3～5の方

小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)などに入所している方が介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。



▶ 費用のめやす(1日につき)

	要介護度	自己負担分	サービス費用
多床室 利用の場合	要介護1～ 要介護5	621円～ 900円	6,207円～ 8,997円

※食費、居住費、おむつ代などは別途自己負担となります。

⚠ 平成27年4月から、新たに入所できるのは、原則として要介護3以上の方となりました。

ただし、要介護1・2の方でやむを得ない事情により特別養護老人ホームでなければ生活が困難な方は、特例として入所が認められる場合があります。なお、平成27年3月31までに入所されている要介護1・2の方は引き続き入所できます。

サービスにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として費用の1割または2割を負担して、9割または8割が介護保険から給付されます。

⚠ 平成27年8月から、所得が一定以上ある65歳以上の方の負担割合が2割に変更されます。詳しくは2ページをご覧ください。

利用者
負担
1割または2割

介護保険給付
9割または8割

サービス費用

サービスを利用した場合

要介護状態区分

支給限度額(1ヵ月)

要支援 1	5,003単位
要支援 2	10,473単位

※ 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、支給限度基準額の対象となりません。

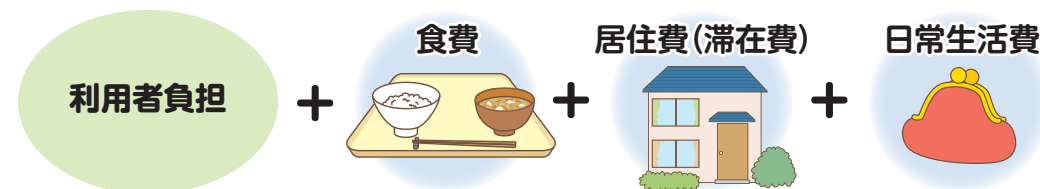
※ 1単位は10～10.7円。サービスの種類ごとに異なります。

要介護状態区分

支給限度額(1ヵ月)

要介護 1	16,692単位
要介護 2	19,616単位
要介護 3	26,931単位
要介護 4	30,806単位
要介護 5	36,065単位

利用者負担に加えて、食費、居住費(滞在費)、日常生活費がサービスにかかる費用となります。



居住費(滞在費)、食費のめやす(日額)

居住費(滞在費)、食費の利用者負担額は施設との契約により決まり、施設によって異なりますが、下表のとおり、めやすとなる金額(基準費用額)が決められています。

室料と光熱水費相当が居住費(滞在費)に含まれます。

● 基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)			食 費
ユニット型個室※1	ユニット型準個室 従来型個室※2	多床室※3	
1,970円	1,640円 (1,150円)	370円	1,380円

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

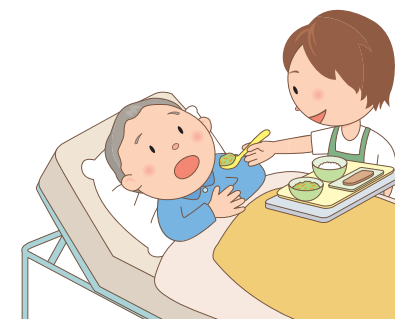
※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が標準的な費用を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※1 共有スペースを併設し、完全に仕切られている個室

※2 共有スペースを併設し、壁と天井にすき間のある個室

※3 共有スペースを併設しない相部屋

⚠ 平成27年8月から特別養護老人ホームの多床室については840円になります。



施設に入所(短期入所)した場合、
市民税非課税世帯の方は、居住費(滞在費)・食費が負担限度額(日額)まで軽減されます

申請により、下表の限度額までの負担となります。

	対 象	居住費(滞在費)の限度額			食費の 限度額
		ユニット型 個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護受給者の方	820円	490円 (320円)	0円	300円

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。
※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。
※限度額を超えた分は、特定入所者介護(介護予防)サービス費として介護保険から施設に支払われます。
※申請した月から適用となります。

⚠ 平成27年8月から市民税非課税世帯であっても一定以上の預貯金など資産がある方などは、軽減対象外となります。詳しくは3ページをご覧ください。

社会福祉法人による利用者負担軽減

一部の社会福祉法人が提供する対象サービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方について、申請により、利用者負担額、食費・居住費(滞在費)が軽減される場合があります。

対象者の要件	軽減内容
世帯全員が市民税非課税で特に生計が困難と認められた方	対象サービス(訪問介護、介護老人福祉施設等)の利用者負担額、食費、居住費(滞在費)を25%等軽減
生活保護受給者の方	対象サービス(介護老人福祉施設、短期入所生活介護等)の個室を利用した場合、居住費(滞在費)を全額軽減

対象サービスの詳細、対象者の要件、申請手続等はお住まいの区役所の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

課税世帯への特例措置

高齢夫婦等の市民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費(滞在費)および食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、施設の居住費(滞在費)および食費が減額される場合があります。

堺市へ申請が必要です

居住費(滞在費)・食費の負担の軽減

区役所の介護保険担当窓口申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示します。

社会福祉法人による利用者負担軽減

区役所の介護保険担当窓口申請して「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示します。



利用者負担が高額になった場合

高額介護(介護予防)サービス費が支給されます

同じ月内に利用したサービスの利用者負担(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が、下表の上限額を超えた場合、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

1ヵ月の利用者負担の上限

利用者負担段階	対 象	利用者負担上限額
第4段階	一般世帯	世 帯 37,200円
第3段階	市民税世帯非課税	世 帯 24,600円
第2段階	・公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給の方	個 人 15,000円
第1段階	・生活保護受給者の方 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個 人 15,000円 世 帯 15,000円

⚠ 平成27年8月以降、一般世帯の利用負担上限額が変更になります。詳しくは4ページをご覧ください。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

世帯内の介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し下表の限度額を超えた場合、申請により超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。
毎年8月から翌年の7月末までの1年間で医療保険と介護保険の利用者負担額(高額療養費や高額介護サービス費等控除後の額)の合計額から、利用者負担限度額を差し引いた額が500円を超えた場合に、支給対象となります。ただし、医療保険と介護保険の両方の利用者負担がある場合に限りです。

高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額

負担区分	判定所得等	後期高齢者医療制度 +介護保険	70歳~74歳の方がいる世帯 国民健康保険+介護保険
現役並み所得者	※1	67万円	67万円
一 般	市民税課税世帯の方	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	市民税非課税世帯の方	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	市民税非課税世帯で、各収入から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方	19万円	19万円

平成26年度分(平成26年8月から平成27年7月まで)の自己負担限度額

負担区分	判定所得等	70歳未満の方がいる世帯 国民健康保険+介護保険
ア	基礎控除後の総所得金額の合計が901万円を超える世帯	176万円
イ	基礎控除後の総所得金額の合計が600万円を超え901万円以下の世帯	135万円
ウ	基礎控除後の総所得金額の合計が210万円を超え600万円以下の世帯	67万円
エ	基礎控除後の総所得金額の合計が210万円以下の世帯	63万円
オ	市民税非課税世帯の方	34万円

※1 (後期)課税標準額が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者および同じ世帯に属する被保険者
(国保)課税標準額が145万円以上ある70歳以上の国民健康保険被保険者および同じ世帯に属する被保険者

⚠ 平成27年8月から自己負担限度額について、負担区分アは176万円が212万円に、負担区分イは135万円が141万円に、負担区分エは63万円が60万円に変わります。

※被用者保険の負担区分等は、各医療保険者にお問い合わせください。

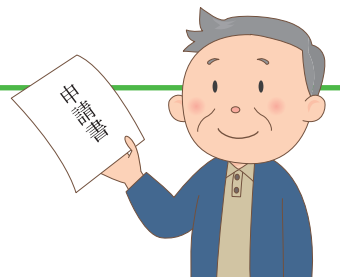
堺市へ申請が必要です

高額介護(介護予防)サービス費の支給

所定の申請書をお住まいの区役所の介護保険担当窓口へ提出します。

高額介護合算療養費(高額医療合算介護サービス費)の支給

所定の申請書をお住まいの医療保険担当窓口へ提出します。



介護予防事業

元気なうちから
はじめましょう



「介護予防」とは、元気な高齢者の方が介護の必要な状態になることができるかぎり防ぐことです。また、すでに介護が必要な状態の方もこれ以上悪化させないように改善させていく取組のことです。
対象は、65歳以上の高齢者の方です。

げんきあっぷ教室(老人福祉センター実施分)

市内7ヵ所の老人福祉センターに、運動指導員を派遣し、転倒予防、体力増進、運動習慣を身につけるなどを目的とした体操を行うげんきあっぷ教室(120分程度)。
週1回程度の頻度で実施(1クール12回)。

地域出前型げんきあっぷ教室

高齢者を対象に、転倒予防、体力増進を図り、また運動習慣を身につけて、いつまでも元気ですごしていただくために、各自主活動グループに運動指導員を派遣し、介護予防のための運動指導や、体力測定等を行う教室(1回あたりの時間は、休憩も含めて120分程度です。)

ひらめき脳トレプラス教室(複合型介護予防教室)

軽い有酸素運動や読み書き計算などの知的プログラムを通して、脳機能の維持、改善を図ります。また、歯科衛生士・言語聴覚士による口腔ケアアドバイスや「健口(けんこう)体操」、管理栄養士によるしっかりと栄養がとれるように食生活ワンポイントアドバイスを実施します。週1回程度の頻度で実施(1クール12回)。

介護予防・健康教室

保健センターおよび地域会館等において、保健師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による介護予防や健康づくり全般に関する講座を実施します。

低栄養予防出前啓発事業

地域のボランティアの協力を得るなどして、保健センターの管理栄養士等による低栄養予防のための「出前講座」を開催します。

口腔機能向上の普及啓発事業

保健センターの歯科衛生士や言語聴覚士等による口腔機能向上のための「出前講座」を実施し、健口体操や、適切な歯の磨き方、歯間清掃用具の使用法などをアドバイスするなどして、口腔機能向上の取組を日常生活に取り入れることをめざします。

自主運動グループ育成事業

運動を行いたいグループを保健師や理学療法士、運動指導員が支援します。グループに合わせてウォーキングや体操等の指導を数回行い、その後は自主的に活動をしていただきます。

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが互いに連携し、それぞれの専門性を活かしながら、高齢者の方が必要なサービスを受けることができるよう、総合的に支援します。

堺市では、市内を21の区域に分け、その区域ごとに「**地域包括支援センター**」、区役所内には「**基幹型包括支援センター**」を設置し、堺市が委託した法人が運営しています。

「**地域包括支援センター**」では、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から支援を行っています。

介護が必要な方も、お元気な方も生活の中で、困っていることや心配なことがありましたら、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

「**基幹型包括支援センター**」では、「高齢者総合相談窓口」を設けるとともに、区内の地域包括支援センターの支援を行い虐待等の困難事例などに地域包括支援センターと連携して対応します。また、区内の高齢者支援ネットワークづくりに積極的に取り組み、暮らしやすい地域づくりをめざして活動しています。

◆ 地域包括支援センター

主な役割

総合相談・支援 高齢者の皆様のさまざまなご相談に応じます

- 高齢者ご本人だけでなく、ご家族、地域の方など、どなたでもお気軽にご相談ください。
- 介護・健康・福祉・医療などの悩みやお困りのことなど、さまざまな相談に応じます。
- 相談内容に応じ、介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した適切なサービスにつなぎ、総合的な支援を行います。
(地域の民生委員児童委員やケアマネジャーなどと協力して支援します。)

介護予防ケアマネジメント 自立した生活をおくれるよう支援します

- **要介護・要支援状態になるおそれのある方は**…その状態に合わせて介護予防事業(運動機能向上、認知症予防、口腔機能向上、低栄養改善)に参加いただき、状態の改善をめざします。
- **要支援1・2と認定された方は**…介護予防サービス(ホームヘルパー・デイサービスなど)を利用するためのプランを作成して、自立した生活に向けたサービス利用を行います。
(地域包括支援センターから委託したケアマネジャーも実施します。)

暮らしやすい地域づくり さまざまな方面から高齢者の皆様の支えます

- 高齢者の皆様の支えるケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援するとともに、ケアマネジャー同士の連携を深めます。
- 医療機関を含めたさまざまな機関と連携して、高齢者の皆様の支援するためのネットワークをつくり、暮らしやすい地域づくりを進めます。
- これらのネットワークづくりを通して、高齢者の皆様が必要なサービスを円滑に利用できるよう努めます。

権利擁護 高齢者の皆様の権利を守ります

- 高齢者の方への虐待の早期発見・防止を進めていきます。
 - 認知症などによりお金の管理や適切な判断をすることが難しくなった方のための成年後見制度(※)などを活用して、高齢者の皆様の権利を守ります。
 - 悪質な訪問販売などの被害にあわないよう、消費生活センターなどと協力して、消費者被害の防止に努めます。
- ※成年後見制度とは、預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において、適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度です。

窓口開設時間

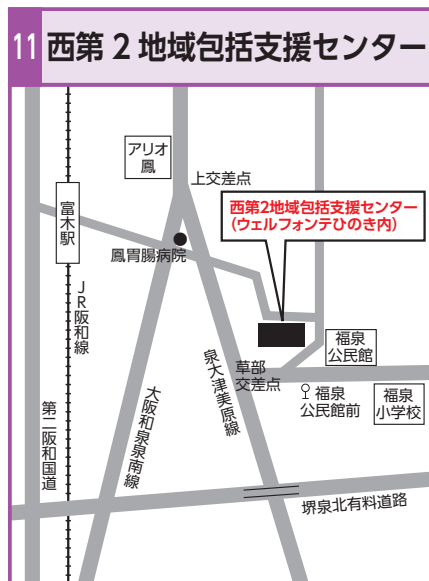
原則：月～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始を除く)
※休日でも開設している窓口もあります。また、あらかじめご連絡をいただければ、休日でも対面による相談対応を行っています。時間外の電話での相談もお受けします。

名称・所在地・電話番号など

地図番号	名称	所在地	電話番号 (市外局番072)	担当圏域(小学校区)	法人名称
1	堺第1地域 包括支援センター	堺区海山町3-150-2 (ハートピア堺隣)	222-8082	三宝・錦西・市・英彰	(社福)堺福祉会
2	堺第2地域 包括支援センター	堺区今池町4-4-12 (みあ・かーさ内)	229-9240	錦・錦綾・浅香山・三国丘	(公財)浅香山病院
3	堺第3地域 包括支援センター	堺区京町通1-21 (グレース堺敷地内)	223-1500	熊野・少林寺・安井・榎	(社福)宏和会
4	堺第4地域 包括支援センター	堺区協和町3-128-11 (愛らいふ内)	275-8586	神石・新湊・大仙・大仙西	(社福)堺中央共生会
5	中第1地域 包括支援センター	中区深井中町1888-14 (デイサービスセンターつどい内)	276-0800	八田荘・八田荘西・ 深井・深井西	(社福)稲穂会
6	中第2地域 包括支援センター	中区土塔町2028 (ふれ愛の家内)	234-6500	東百舌鳥・宮園・ 東深井・土師	(社福)東光学園
7	中第3地域 包括支援センター	中区東山841-1 (ベルファミリア内)	234-2006	久世・東陶器・西陶器・ 福田・深阪	(社福)悠人会
8	東第1地域 包括支援センター	東区石原町3-150 (つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	240-0018	南八下・八下西・日置荘・ 日置荘西・白鷺	(社福)そうび会
9	東第2地域 包括支援センター	東区南野田33 (ハーモニー内)	237-0111	登美丘西・登美丘東・ 登美丘南・野田	(社福)野田福祉会
10	西第1地域 包括支援センター	西区浜寺石津町西5-11-21 (結いの里内)	268-5056	浜寺・浜寺東・ 浜寺石津・浜寺昭和	(社福)コスモス
11	西第2地域 包括支援センター	西区草部531 (ウェルフォンテひのき内)	271-0048	鳳・鳳南・福泉・ 福泉上・福泉東	(社福)あすなる会
12	西第3地域 包括支援センター	西区津久野町1-5-8-103 (アーバンフォーレスト)	260-5022	津久野・向丘・平岡・ 家原寺・上野芝	(医)同仁会
13	南第1地域 包括支援センター	南区赤坂台2-5-7 (赤坂台近隣センター内)	295-1555	美木多(鴨谷台含む)・ 赤坂台・新檜尾台・城山台	(社福)美木多園
14	南第2地域 包括支援センター	南区原山台1-6-1-103 (府公社泉北原山台C団地6-1棟)	290-7030	福泉中央・桃山台・原山台・ 原山台東・庭代台・御池台	(社福)こころの家族
15	南第3地域 包括支援センター	南区茶山台3-22-9 (茶山台近隣センター内)	289-8085	上神谷・宮山台・竹城台・ 竹城台東・若松台・茶山台	(社福)よしみ会
16	南第4地域 包括支援センター	南区逆瀬川1038-2 (榎塚荘内)	291-6681	三原台・泉北高倉・ はるみ・榎塚台	(社福)上神谷福祉会
17	北第1地域 包括支援センター	北区新堀町1-76-1 (アイリス堺正風内)	246-9595	東浅香山・新浅香山・ 五箇荘・五箇荘東	(医)紀和会
18	北第2地域 包括支援センター	北区長曽根町1199-6 (陵東館秀光苑内)	252-0110	東三国丘・光竜寺・ 新金岡・新金岡東	(社福)関西福祉会
19	北第3地域 包括支援センター	北区野遠町344-1 (あけぼの苑内)	257-1515	大泉・金岡・金岡南・北八下	(社福)堺暁福祉会
20	北第4地域 包括支援センター	北区百舌鳥陵南町2-662 (ハピネス陵南内)	276-3838	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	(社福)大阪福祉会
21	美原第1地域 包括支援センター	美原区平尾595-1 (美原荘内)	369-3070	美原区全域	(社福)大阪府社会福祉事業団

地域包括支援センター





◆ 基幹型包括支援センター

主な役割

- 高齢者の総合相談・支援
- 地域包括支援センターへの支援
- 虐待等困難事例に地域包括支援センターとともに対応
- 区内の高齢者支援ネットワークづくり

窓口開設時間

月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)

名称・所在地・電話番号など

窓 口 名	住 所	電話番号 (市外局番072)	FAX番号 (市外局番072)
堺基幹型包括支援センター	〒590-0078 堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館3階)	228-7052	228-7058
中基幹型包括支援センター	〒599-8236 中区深井沢町2470-7 (中区役所内)	270-8268	270-8288
東基幹型包括支援センター	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 (東区役所内)	287-8730	287-8740
西基幹型包括支援センター	〒593-8324 西区鳳東町6丁600 (西区役所内)	275-0009	275-0140
南基幹型包括支援センター	〒590-0141 南区桃山台1丁1-1 (南区役所内)	290-1866	290-1886
北基幹型包括支援センター	〒591-8021 北区新金岡町5丁1-4 (北区役所内)	258-6886	258-8010
美原基幹型包括支援センター	〒597-8585 美原区黒山167-1 (美原区役所内)	361-1950	361-1960

